石油コンビナート等防災計画に係る予防対策取組状況調査の結果

資料１－１

１　調査の概要

「災害予防対策の取組状況」及び「事業所による災害予防対策の取組計画の策定状況」

の確認のため、まず初めに、７月から８月にかけて、神奈川県内の特定事業所(78事業所)を対象にアンケート調査を実施した。(今年度の調査票は、参考資料１を参照)

その後、集中的に確認及び指導する項目を選定し、今年度は次の（１）～（５）について、対策未実施と回答した事業所に対して、11月から12月にかけて合同立入検査及び聞取調査を実施した。

1. 土嚢の設置(設問5-4)
2. 緊急停止を判断する責任者及び代行者の明示(設問5-5)
3. 緊急停止に対する免責規定の明示（設問5-6）
4. 津波時の対応の明示(設問5-7)
5. 停電時（ブラックアウト）の対応の明示(設問5-8)

※「（３）緊急停止に対する免責規定の明示（設問5-6）」については、それぞれの事業所の実状を鑑みながら個別に対応することとし、今後は一律に実施する調査から除外することとした。

２　調査結果

特定事業所に対して、アンケートによる調査を実施した結果、全ての事業所から回答があった。（結果詳細については、参考資料２を参照）

（１）昨年度からの継続内容について

昨年度から継続している調査事項の内、浮き蓋式危険物タンクの新基準適合状況は増加傾向にあり、2024年3月までの適合に向けて、対策が順調に進んでいることが確認された。一方、他の項目はほぼ横ばいであった。

【浮き蓋式危険物タンクの新基準適合状況】

2019年度:52%　⇒　2020年度:63%　⇒　2021年度:68%

（２）合同立入検査及び聞取調査について

　　　　次の（ア）～（エ）について、合同立入検査及び聞取調査を実施した結果は次のとおり。

（ア）土嚢の設置(設問5-4)

アンケート調査にて、「未整備」と回答があった７事業所を対象に立入検査及び聞取調査を実施した。その結果、５事業所は土嚢の準備（２事業所は土嚢袋と砂が別）がされており、残りの２事業所は、比較的早い段階で土嚢を準備する計画（2022年に実施を予定）であることが分かった。

（イ）緊急停止を判断する責任者及び代行者の明示(設問5-5)

アンケート調査にて、「記載なし」と回答があった8事業所を対象に立入検査を実施した。その結果、４事業所はすでに予防規程、マニュアル等に作業停止者を定めていた。残りの事業所については、３事業所が容器のみの取扱いのため、緊急停止を必要とする設備を有していない状況であり、残りの１事業所は、緊急停止を判断する責任者をマニュアル等に明示するよう指導を実施した。

（ウ）津波時の対応の明示(設問5-7)

アンケート調査にて、「記載なし」と回答があった10事業所を対象に立入検査を実施した。その結果、９事業所は津波発生時の対応について予防規程、マニュアル等にすでに記載されており、残りの１事業所は、比較的早い段階でマニュアルを策定する計画（2022年３月に実施を予定）であることが分かった。

（エ）停電時（ブラックアウト）の対応の明示(設問5-8)

アンケート調査にて、「記載なし」と回答があった21事業所を対象に立入検査を実施した。その結果、８事業所は停電時における対応がすでに予防規程、マニュアル等に明示されている状況であった。また、対応が明示されていない13事業所については、懐中電灯により停電時に設備の状況を確認することが可能である等、具体的に次の対応を取っていることが分かった。

　　　＜対応例＞

・今後、停電時の対応を明示する。（２事業所）

・今後、停電時の対応の明示について、検討を行う。（７事業所）

・容器等（容器、ローリー出荷）のみの取扱いであり、停電時に対応を要する　　設備（製造設備）がない。（４事業所）

３　調査結果を踏まえた調査項目について（案）

今回立入検査で確認した項目（設問5-4～5-8）については、全ての事業所で対策完了又は今後比較的速やかに対応する予定であるため、調査項目から外すこととしたい。